

6 保医医人第 8 3 9 号
令和 6 年 6 月 7 日

各保健所設置市保健衛生主管部長 殿

東京都保健医療局医療政策部長
新倉 吉和
(公印省略)

「情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等ガイドライン」の一部改正について

平素より東京都の保健医療施策について、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、別添のとおり厚生労働省医政局長から通知がありましたので、本件について貴管内の関係機関への周知につき、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

なお、公益社団法人東京都医師会、公益社団法人東京都歯科医師会及び都内各病院には別途通知しておりますので申し添えます。

記

1 送付書類

- (1) 「情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等ガイドライン」の一部改正について（令和 6 年 6 月 4 日付医政発 0604 第 20 号 厚生労働省医政局長通知）
- (2) 情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等ガイドライン（平成 29 年 9 月（令和 6 年 6 月一部改訂）厚生労働省）
- (3) 「情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等ガイドライン」の一部改正に係る新旧対照表

2 問い合わせ先

東京都保健医療局医療政策部医療人材課 免許担当
電話 03-5320-4434